健全化判断比率等の算定方法の概要

1 **実質赤字比率** (市比率 -)

標準財政規模に対する一般会計の赤字の比率を示しております。

一般会計の実質赤字額 算定方法= 標準財政規模

- · 一般会計の実質赤字額 = 0 (実質収支額 406,040 千円)
- ・ 標準財政規模 = 9,205,633 千円 (標準財政規模とは、市の標準的な一般財源収入額をいいます。)

2 連結実質赤字額 (市比率 -)

標準財政規模に対する一般会計、特別会計(国民健康保険特別会計等)及び公営企業会計(水道や 病院事業等)の実質赤字額の比率を示しています。

算定方法=	連結実質赤字額
	標準財政規模

連結実質赤字額 = 0

(内訳)	一般会計の実質収支額	406,040 千円
	国民健康保険特別会計の実質収支額	0千円
	介護保険特別会計の実質収支額	93,936 千円
	後期高齢者医療特別会計の実質収支額	1,534千円
	介護サービス事業特別会計の実質収支額	0 千円
	病院事業会計の資金剰余額	408,459 千円
	水道事業会計の資金剰余額	330,763 千円
	簡易水道事業会計の資金剰余額	28,045 千円
	下水道事業会計の資金剰余額	119,041 千円

· 標準財政規模 = 9,205,633 千円

3 実質公債費比率 (市比率 11.0%)

標準財政規模に対する市借入金の返済額及びこれに準じる額の比率(3か年平均)を示しています。

(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

算定方法= (3か年平均)

標準財政規模—

(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

(令和6年度数值)

・ 地方債の元利償還金 = 1,858,090千円

· 準元利償還金 = 608,603 千円

(内訳) 公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの 490,290 千円 一部事務組合等の起こした地方債に充てた負担金 118,313 千円 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等 0 千円

- · 特定財源 = 179,377 千円
- ・ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 = 1,418,696 千円
- · 標準財政規模 = 9,205,633 千円

4 将来負担比率 (市比率 87.7%)

標準財政規模に対する市が将来負担する負担見込額の比率を示しています。

将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財

算定方法=

政需要額算入見込額)

標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

· 将来負担額 = 31,076,213千円

(内訳) 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高18,569,701 千円債務負担行為に基づく支出予定額0 千円公営企業会計等の地方債の元金償還に充てる負担等見込額8,676,394 千円組合等の地方債の元金償還に充てる負担等見込額1,666,301 千円退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)1,691,961 千円

設立法人の負債額等負担見込額

471.856 千円

- · 充当可能基金額 = 5,993,365 千円
- · 特定財源見込額 = 1,674,928 千円
- ・ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 = 16,577,261 千円
- · 標準財政規模 = 9,205,633 千円
- ・ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 = 1,418,696 千円

5 資金不足比率 (各公営企業比率 -)

各公営企業における事業の規模に対する資金の不足額の比率を示しています。

算定方法= 事業の規模

(1) 資金の不足額

法適用企業 = (流動負債 - 流動負債に計上されている地方債で建設改良費等に充てるため のもの - 流動負債に計上されているリース債務の額) + (建設改良費等以外 の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - (流動資産) - (解 消可能資金不足額)

> 病院事業 = 0 (資金剰余額 408,459 千円) 水道事業 = 0 (資金剰余額 330,763 千円) 簡易水道事業 = 0 (資金剰余額 28,045 千円) 下水道事業 = 0 (資金剰余額 119,041 千円)

(2) 事業の規模

法適用企業 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

病院事業 = 2,384,989 千円

水道事業 = 559,910 千円

簡易水道事業 = 5,655 千円

下水道事業 = 218,983 千円